

2-18-04

国王尚敬より福建布政使司あて、雍正九年の曆書を受領し、臣民に頒布するむねの咨覆

(雍正九《一七三二》、十一、□)

琉球国中山王尚(敬)、正朔を頒告するを咨覆する事の為にす。

福建等処承宣布政使司の咨を准けたるに開す。

前事の為にす。

欽みて惟(おも)うに、我が皇上、四海を奄有し、万方を統御す。道德は春に同じく光風を寰宇に徧(あま)くし、地天は咸(みな)泰んじ声教を遐邦に訖(お)ぼす。曆数は卜するに万年を以てし、紀載は百世に綿(つ)なる。永く天福を迓(むか)え、敬みて人時を授く。本司、欽みて簡命を承け、毎に懷柔の未(い)だ違(ちが)あらざるを深くし、式(も)て新恩を渙(お)ぼし、倍々金湯を永固に祝(いの)ちる。

欽天監の曆式を頒發して前来するを案准し、随(つ)いで経歴官に委して督造せしめ去(お)後(わ)れり。茲に工、造竣すれば、合(ま)行(ま)に頒發し、欽遵すべし。所有の貴国、擬して合に文を備えて頒告すべし。此れが為に貴王府に備咨す。希わくは頒到せる大清雍正九年分の正朔曆書を將て、欽遵して查明し臣民に頒布せんことを。庶(わ)わくは海国の山川、共に一王の正朔を凜(つ)み、子孫の千億、永く万載の鴻図に綿(つ)ならんことを。仍(お)お咨覆施行するを賜りたし、等の因あり。国に到る。此れを奉けたり。

遵行して随いで頒賜せる大清雍正九年の正朔曆書を將て臣民に

頒布し、挙国三十六島、共に聖寿の無疆にして、子孫の千億、永く万載の鴻図に綿(つ)ならんことを祝る。今、前因を准けたるに、合に就ちに咨覆すべし。此れが為に由を備えて貴司に移咨す。請(ね)がわくは査照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

雍正九年(一七三二)十一月 初 日

注*本文書は(一八〇二)の咨覆である。

2-18-05

国王尚敬の、接貢のため存留通事林永隆等に付した執照

(雍正九《一七三二》、十、□)

琉球国中山王尚(敬)、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、雍正八年冬、特に王舅向克濟・正議大夫蔡文河等を遣わし、表章・方物を齎捧し、水梢を率領し、船二隻に駕して閩に来たる。已經(すで)に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。進京の官伴及び存留の官伴を除くの外、所有の両船の員役は、本年七月の間に帰国す。今、旧例に遵い、特に都通事梁鼎等を遣わし、水梢共に八十二員名を率領

し、海船一隻に坐駕して前来し、皇上の勅書併びに欽賜の物件、及び京より回る貢使向克濟等を迎接せんとす。

茲に所拠の差去せる員役は、並えて文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給発し、以て通行に使ならしむべし。今、王府、礼字第二十号の半印勘合執照を給し、存留通事林永隆等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

都通事一員 梁鼎

人伴五名

使者二員 ^②武自勇

人伴八名

存留通事一員 林永隆 ^③向元璧

人伴□名

管船夥長・直庫二名 魏猷芝 ^④ □□□

水梢共

右の執照は存留通事林永隆等に付し、此れを准ず

雍正九年（一七三二）十月 日

注（一）林永隆 康熙三十七、乾隆十三年（一六九八〜一七四八）。久米

村系林氏十二世（名嘉山家）。金城里之子親雲上。雍正三年、読

書習礼のために福建に赴く。九年に接貢の存留通事、乾隆三年

の進貢船の都通事。八年に接貢船の都通事として中国に赴くが、

翌年五月に突然瘋疾を発症し、そのまま帰国した（『家譜（二）』）

九二四頁。

（2）武自勇 雍正九年の使者。富浜親雲上崇賀（『家譜（二）』九二五頁、林永隆の譜）。

（3）向元璧 雍正九年の使者。

（4）芝 校訂本は虫損だが「芝」か。二六一二「魏猷芝」の注参照。

2-18-06

皇帝より国王尚敬あて、入貢を嘉尚し、文綺等を頒賜する勅諭（雍正十《一七三二》、一一、二十七）

皇帝、琉球国中山王尚敬に勅諭す。

朕惟うに、徳を昭らかにし遠きを懐くるは盛世の良規にして、職を修め琛を献ずるは藩臣の大節なり。輸誠して懈らざれば、寵賚宜しく頒つべし。爾、琉球国中山王尚敬、属して遐方に在るも、克く丹悃を抒べ、使を遣わして表を齎し、貢を納む。忠藎の忱、良に嘉尚すべし。是を用て勅を降して奨諭し、併びに王に文綺等の物を賜う。王、其れ祇みて承け、益々忠貞に励みて、以て朕が眷に副え。琉球は遠く海洋を隔てたれば、必ずしも専ら使臣を遣わし謝恩すべからず。著して正貢の年を俟ちて一同に奏謝せしめよ。欽めよ。故に勅す。

計開す